



(減量認定の方法)

第4条 第2条第1項の規定により計測装置を設置した使用者は、減量認定を受けるため、その検針した水量を、毎月、公営企業管理者に報告しなければならない。

3 第2条第5項に規定する漏水による認定の方法については、大津市水道水量認定要領第4条及び第7条から第9条までの規定の例による。ただし、これにより難しいときは、公営企業管理者が別に定める。

(使用料の減免の申請書)

第5条 規程第17条に規定する申請書は、公共下水道使用料減免申請書(様式第4号)とする。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。